

議会改革検討委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）第127条第5項の規定に基づき、議会改革検討委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人で組織する。

2 各会派が委員として選出する議員の数は、別表のとおりとする。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が主宰する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が所属する会派の議員のうちから代理者を定め、会議に出席させ、および議決権を行使させることができる。この場合において、その委員は、あらかじめ、その旨を委員長に通告しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、議長に対し、委員会における協議調整の経過を適宜報告するものとする。

2 委員会は、検討結果に関する報告書を作成し、議長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成23年12月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 2 月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 5 月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

自由民主党滋賀県議会議員団 4 人

チームしが 県議団 2 人

さざなみ倶楽部 1 人

滋賀維新の会 1 人

公明党滋賀県議団 1 人

日本共産党滋賀県議会議員団 1 人